

令和 7 年度第 1 回

川本町農業委員会総会議事録

令和 7 年度第 1 回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 4 月 3 0 日（木） 1 3 : 3 0 ~

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1 番	森口	正和	委員	2 番	柴原	信行	委員
3 番	松田	美知子	委員	4 番	平田	恵美子	委員
5 番	深野	幸代	委員				

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第 1 号	農地利用最適化推進委員の任命について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書について
議案第 3 号	農地法第 2 条に規定する農地でない土地の証明について
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号	農地利用集積計画の解約について
報告第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 8 項の規定による地域計画の 公告について
報告第 4 号	工事完了報告について

6. そ の 他

7. 事務局

事務局長 尾崎 貴道 事務局 石川憲人 足立祥悟
前事務局長 竹下 征二

8. 議事

事務局	これより令和 7 年度第 1 回川本町農業委員会総会を開催いたします。
仮議長 (町長)	それでは仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。会長、会長職務代理者の選出につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局	今年度から 3 年間の任期で新たに農業委員の方が任命されました。それに伴い会長及び会長職務代理者の選出を互選により決める必要がありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

仮議長

先ほど事務局より説明がありましたように、新たに会長及び会長職務代理者の選出をする必要があります。皆さんの中から立候補または推薦等がございましたら伺いいたしますがいかがでしょうか。

それでは少し時間を設けますので、農業委員の皆さままでご協議をお願いします。

各農業委員協議

仮議長

それでは協議の意見をまとめますと、会長を森口正和委員さん、会長職務代理者を柴原信行委員さんにと提案されましたので、その方向で決定するとよろしいでしょうか。

一同異議なし

仮議長

それでは、新しく会長になられる森口正和委員に代表として一言、挨拶をお願いします。

新会長

指名をいただきまして行き届かない点もあるかと思いますが、一生懸命お互いに意見交換しながら、農業委員会をスムーズにするあたり、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局

そういたしますと森口委員さんが会長になりましたので、町長は仮議長の任務が終了となり退席させていただきます。ありがとうございました。

町長

これにて退席させていただきます。皆さんには3年間お世話になりますが、これからよろしく願いいたします。

事務局

議事日程に入る前に、5分間休憩をとらせていただきます。

休憩

事務局

それでは再開いたします。新会長の森口会長は、議長を務めることになっておりますので、進行をよろしくをお願いします。

議長
(会長)

それでは進行させていただきます。総会をするにあたり、農業委員会の事務局も交代しておりますので自己紹介をお願いします。

事務局長

前任者の竹下事務局長が4月1日付け人事異動により異動となり、今年度より農業委員会事務局長を務めさせていただきます尾崎です。初めてのことでございますのでご迷惑をおかけすることもあるかと思いますがよろしくお願いいたします。

3人の体制となっておりますが、本日は初めての総会で前事務局長に相談しながら進めていきたいと思っております。

事務局	産業振興課の石川です。よろしくお願いします。
事務局	産業振興課の足立です。よろしくお願いします。
議長	それでは今回初めての顔合わせとなりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いします。 各委員自己紹介
事務局	先に委員さんの番号について説明いたします。農業委員では1～5番の番号がございます。1番は森口会長、2番は会長代理の柴原委員、あとは任命の交付式と同じ番号で議会の承認の順番でいきますと3番が松田委員、4番が平田委員、5番が深野委員というかたちとなりますがよろしいでしょうか。
議長	ただいま事務局より委員の番号の札について提案がございましたが、これについてご異議等ございますか。 一同異議なし
議長	異議なしということで、この事務局案の番号でおこなっていきます。それでは議事録署名委員の指名をおこないます。2番柴原委員さん、3番松田委員さんに議事録署名をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。
2. 3 番委員	はい。
会長	それでは本日、提出されている議題は3件です。議案第1号 農地利用最適化推進委員の任命について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号 農地利用最適化推進委員の任命につきまして、6名の方をご紹介します。資料2頁をお開きください。区域①からの応募で中村優史さん、区域②からの推薦で西谷憲二さん、区域③からの応募で三宅将日さん、区域④からの推薦で山口瑞恵さん、区域⑤からの応募で横田哲夫さん、区域⑥からの応募で畑野博文さんです。以上、6名の方を農地利用最適化推進委員として今年度より3年間お願いしたいと思います。 以上で、説明を終わります。
議長	それでは事務局より説明のありました農地利用最適化推進委員6名の方の紹介がありましたが、質疑等のある方はいらっしゃいますでしょうか。
2 番委員	最適化推進委員というのは、どのような業務内容でしょうか。
事務局	推進委員さんは、基本的には農地パトロールや地域の農地の相談受け、事務局へ伝えていただいたりしております。農業委員と推進委員の役割の詳細が分かるも

のがございますので、お渡しします。

議長

第1号議案について、他に質疑等はございませんか。無いようですので、6名の方を農地利用最適化推進委員に承認してよろしいでしょうか。挙手を持ってお願いします。

全員挙手

議長

全員の挙手を認めましたので、第1号議案は承認されました。農地利用最適化推進委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明します。資料3頁をご覧ください。令和7年3月28日付けで申請書を受理し、引き続き委員となりました松田委員と4月28日に現地確認を行っております。

譲渡人は■■■■市在住の■■■■さん、譲受人は■■■■在住の■■■■さんです。申請の土地は、大字■■■■番■■■■、■■■■番■■■■、■■■■番■■■■、■■■■番■■■■の4筆で、登記地目は畑および田です。土地面積は合計■■■■㎡です。土地の所有権等につきましては、全部事項証明書で確認しております。

申請箇所につきましては、別添資料1・2頁をご覧ください。また3頁には現地確認の状況写真を添付しております。

申請場所についてですが、川本町大字■■■■の■■■■地内にあり、譲受人■■■■さんの自宅に隣接しています。資料2頁の添付図において、4箇所赤い枠で囲っている箇所が申請農地です。今回の所有権移転事由は譲受人が譲渡人の住居を購入されると同時に農地も購入され、今後、農業をするためにこの農地を取得されるものです。なお、権利設定については、売買による所有権移転でございます。

それでは、許可する上で必要な要件を満たしているかをご説明いたします。農地法第3条第2項第1号全部効率利用要件については、機械の所有状況に記載のとおり大型農機具を今後1台導入予定であります。

次に第4号農作業従事要件につきましては、これまでも6年間の農作業歴を持っておられ、現在、農業以外に仕事はされていないようですので十分に農作業へ従事される時間はあると思われます。

次に第3項第2号地域との調和要件につきましては、当該申請地は地域計画内には無く周囲の農地利用には影響が無いと思われます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件全てを満たしているものと考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の程宜しくをお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見等はございませんか。無いようでしたら、第2号議案について、承認されます委員の方の挙手を持ってお願いします。

全員挙手

議長 委員全員の挙手を認めましたので、第2号議案は承認されました。続きまして、議案第3号について事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案についてご説明します。資料12頁をお開きください。今回、非農地証明願が提出された案件は2件でございます。

1件目は、川本町大字■■■■番■■外3筆です。申請者は■■■■さんです。登記地目は畑、合計面積2,353㎡です。

該当の場所につきましては、別添資料4頁、5頁でご確認ください。位置的には町道■■■■線に隣接している農地です。

資料6頁に松田委員さんと現地を確認した状況写真を掲載しております。また、所有者等から聞き取りをしましたところ、申請された農地は農用地区域外の農地であり、約数年前から耕作されておらず山林化している状態であり、今後も農地として利用する見込みが無いとの事でした。

以上のことから農地法第2条に規定する農地以外のもので、同法の適用を受けない土地であると思われます。

2件目は、川本町大字■■■■番■■、申請者は■■■■さんです。登記地目は田、面積817㎡です。

該当の場所につきましては、1件目と同様、先日、松田委員さんと現地確認をしております。資料6頁の下側の写真をご覧ください。現況につきましては、申請農地に水車小屋等の構造物が建築されている状況でございました。補足ですが、他の農業委員会では人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるものにつきましては、非農地証明が交付されている事例がございます。現在、この写真のとおり、コンクリート等で舗装もしており、復旧が難しいかと思われます。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

4番委員 以前、水車小屋は何か利用されていませんでしたか。草刈りはどのようになっているでしょうか。

事務局 今は何もされていないです。草以外に木も生え茂っております。

4番委員 家は誰か住まれているのですか。

事務局 現在は、空き家となっております。

議長 農業委員会では地目変更については、次の地目を決めることはできないでしょうか。

事務局 非農地というのは、農地ではないというのを判断することであり、農地は農地法のもと農業委員会で審議しますが、非農地後のことは何もできません。

議長

そのほか質疑がございますか。無いようでしたら、第3号議案について、承認されます委員の方の挙手をお願いします。

全員挙手

議長

委員全員の挙手を認めましたので、第3号議案は承認されました。続きまして、報告事項の第1号から第4号について、事務局から一括で説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続等の届出を2件受理しておりますのでご報告いたします。

資料14頁をお開き下さい。番号1、届出人は■■■■■さんです。（故）■■■■■氏から■■■■■さんへ畑2筆■■■■■㎡を相続されます。

資料15頁をお開きください。番号2、届出人は■■■■■さんです。（故）■■■■■氏、（故）■■■■■氏から■■■■■さんへ田1筆■■■■■㎡、畑4筆■■■■■㎡を相続されます。以上で、報告第1号の説明を終わります。

つづきまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定のよりに農地の賃貸借等の解約について、ご説明いたします。

賃貸人は■■■■■氏、賃借人は公益財団法人しまね農業振興公社とで農地の使用貸借が交わされていましたが、当事者合意解約がなされ、令和7年3月24日付けで公益財団法人しまね農業振興公社より農業委員会へ解約合意の通知を受付しました。該当の農地は、川本町大字■■■■■外2筆、登記地目は田、面積は合計■■■■■㎡です。以上で、報告第2号の報告を終わります。

つづきまして、資料19頁をお開きください。報告第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定のよりに川本町の地域計画が策定され、その旨が公告されましたので、その写しを受理しております。以上で、報告第3号の報告を終わります。

つづきまして、資料28頁をお開きください。報告第4号 工事完了報告について、ご説明します。当該工事につきましては、■■■■■より、携帯電話用無線基地局の建設に伴い、令和3年7月20日付けで事業計画書を受理しております、この度、携帯電話用無線基地局の完成に伴い工事完了報告書を受理しております。場所につきましては、大字■■■■■番■■■■■、地目は畑、土地の所有者は■■■■■氏の土地の一部になります。以上で、報告第4号の報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見はございませんか？無いようでしたら報告事項について、受理いたします。

本日、提出された議事は終わりましたので、「その他」については、何かございますか。

「その他」

・農地利用最適化推進委員について

議長

それでは、以上を持ちまして令和 7 年度第 1 回川本町農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。